



文部科学省

新しい時代の高等学校教育の実現 に向けた制度改正の背景について

令和3年6月17日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

参事官補佐 酒井啓至

1.

中央教育審議会での議論

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築について
- (2) 中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

3.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化 【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。
(a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
(b) 教育課程の編成及び実施に関する方針
(c) 入学者の受け入れに関する方針

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ 普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、2単位以上を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
(a) 学際領域に関する学科については大学等との連携協力体制を整備するものとする。
(b) 地域社会に関する学科については地域の行政機関等との連携協力体制を整備するものとする。
(c) 上記2学科は、関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

（※）令和4年4月1日から施行

高等学校通信教育の質保証【高等学校通信教育規程等の一部改正、ガイドライン・通知事項】

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

- ・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

- ・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面向的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクリーニングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

- ・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参考して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

- ・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

- ・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

◆ 学校間連携制度の対象拡大

- ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ 少年院の矯正教育の単位認定

- ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行

◆ 単位制課程における教育課程の情報の公表

- ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行